

## 健康保険制度における被扶養者の負傷に係る業務外要件

（奈良地方裁判所平成27年2月26日判決、  
平成25年（行ウ）第13号高額療養費不支給処分取消等請求事件・  
平成25年（ワ）第231号損害賠償請求事件、裁判所ウェブサイト）

小島 晴洋\*

## I 事実

1 平成25年（行ウ）第13号高額療養費不支給処分取消等請求事件（以下、甲事件という）の被告Aは、健康保険法（以下、健保法という）に基づき健康保険組合の組合員でない被保険者に係る健康保険事業を行うために設立された法人（全国健康保険協会）であり、原告はその被保険者である。

原告の被扶養者Bは、C（シルバー人材センターと思われる）の会員であり、2009年11月21日、Cから引き受けた庭木の剪定作業中、道路に転倒し骨折等の傷害を負った。その傷害について、Bは2010年2月までK病院に入通院して診療を受け、健保法に基づき療養を受けた。

2011年2月14日、原告は、被告Aの支部（処分行政庁）に対し、Bが2009年12月の入院期間中に受けた療養について、高額療養費の支給を請求した。

処分行政庁はこれに対して、2011年4月25日、業務外の事由による負傷とは認められないとして、原告に対し高額療養費を支給しない処分（本件不支給処分）をした。また、同月26日、原告に対し、Bが2009年12月の入院期間中に受けた療養について、業務外の傷病と認められない傷病で受診したとの理由で、健保法による給付をしないことに決定（本件不給付処分）し、その療養に要した費用

61万1,314円を2011年5月31日までに返還するよう求めた。

2 原告は、2011年7月5日、近畿厚生局社会保険審査官に対し審査請求をしたが、同審査請求は同年9月9日棄却された。さらに原告は、同年10月17日、社会保険審査会に対し再審査請求をしたが、同再審査請求は2012年3月30日棄却された。

3 2012年9月25日、原告は、甲事件として、以下の内容を請求する訴訟を提起した。

(a) 被告Aは、原告に対し、原告が健保法上の各種の療養費請求をするに当たって、平成25年法律26号による改正前の健保法（以下、平成25年改正前健保法という）1条所定の「労働者の業務外の事由による」との条件（以下、業務外要件という）が不要であることを確認する。

(b) 処分行政庁が2011年4月25日付けでした本件不支給処分を取り消す。

(c) 処分行政庁が2011年4月26日付けでした本件不給付処分を取り消す<sup>1)</sup>。

また原告は、同時に平成25年（ワ）第231号損害賠償請求事件（以下、乙事件という）として、平成25年改正前健保法が保険給付に当たって業務外要件を設けていたことが憲法に違反するにもかかわらず、これを国会が長期間放置して適切な立法をしなかったことにより憲法25条2項に基づく健保法上の原告の受給権を侵害したとして、被告国に対し、憲法17条に基づき（主位的請求）、または

\* 専修大学法学部 教授

<sup>1)</sup> 紙幅の関係で詳述できないが、この「不給付処分」に行政処分性はなく、単なる「お知らせ」と考えられる。家族療養費の問題に限れば、もともと原告が訴訟を提起する必要はなかったといえよう。

国家賠償法1条に基づき（予備的請求）、慰謝料50万円およびこれに対する遅延損害金並びに弁護士費用30万円の賠償を求めた。

## II 判旨

甲事件請求（a）について却下。甲事件請求（b）および（c）について棄却。乙事件について棄却。なお、判旨は多岐にわたるので、主要な部分のみを掲げる。

### 1 業務外要件の不要についての確認請求について

「確認の訴えは、原告の権利又はその法律上の地位に現に危険ないし不安が存在し、これを除去するためには確認の対象とされている権利又はその法律上の地位について判決することが必要かつ適切である場合に認められるものと解される。しかしながら、原告の上記請求は、被告Aが原告に対してした各種の健康保険給付をしない旨の行政処分を争う抗告訴訟によって行うことができ、また、原告が被告Aに対し将来各種の健康保険給付を請求するについて、事前の救済を認めなければ必要な救済を図ることが困難になるというべき事情も認められないから、原告の上記請求が必要かつ適切なものであるということとはできない。」

### 2 本件不支給処分および本件不給付処分の違法性の有無について

(1) 「…憲法25条はすべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言しているものの、その規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない（最高裁判所昭和51年（行ツ）第30号昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁）。」

「…平成25年改正前健保法1条は、健康保険給付

を受けるためにはその傷病等が「業務外の事由による」ことを要件としているが、その要件に当てはまらないために健康保険給付を受けることができない者についても、国民健康保険等によって医療保険給付を受けることができることになっていることなども考え合わせれば、平成25年改正前健保法1条が上記の要件を設けていることが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合に当たるということはできず、憲法25条に違反するということもできない。」  
(2) 「平成25年改正前健保法1条所定の「業務」とは、人が職業そのほか社会生活上の地位に基づいて、継続して行う事務又は事業の総称であり、一定の仕事を任意に又は義務として反復継続して行う意思を持ってなされることが必要であるが、この意思があれば、1回の行為であっても業務になると解するのが相当である。」

「…Bが行っていた上記作業は、社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務であるというべきであるから、平成25年改正前健保法1条所定の「業務」に当たると解するのが相当である。」

### 3 国会の立法不作為による損害賠償の成否

(1) 「…公務員の権力的な作用に属する不法行為により損害を受けたと主張する者は、国家賠償法に基づき国又は公共団体に対し損害賠償請求をすることができるのであって、憲法17条に基づき損害賠償請求をすることはできないと解するのが相当である。」

(2) 「…国会議員の立法行為が、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるのは、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず、国会があえて当該立法を行うというような、容易に想定し難い例外的な場合に限られるのであって、例えば、立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などに限って、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為が国家賠償法1条1項の規定の適用

上、違法の評価を受けるというべきである（最高裁判所昭和53年（オ）第1240号昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁，最高裁判所平成13年（行ツ）第82号，同年（行ヒ）第76号，同年（行ツ）第83号，同年（行ヒ）第77号平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁）。

…平成25年改正前健保法1条所定の「業務外の事由による」との文言の存在によって、これが憲法25条、14条に違反するということはできず、その立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているということもできないから、国会が平成25年改正前健保法及び労災法のいずれの保険給付も受けられない者が存在する状況を解消するべく立法を行わなかったことが、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受ける場合に該当すると認めることはできない。」

### Ⅲ 解説

判旨1および3には賛成するが、判旨2には疑問がある。ただし本判決は、判旨以外の理由により、結論において誤っている。

#### 1 本判決の問題点

##### (1) 被扶養者における業務外要件

この事件において傷害を負い療養を受けたのは、被保険者たる原告本人ではなく被扶養者である。ところが平成25年改正前健保法1条の業務外要件は、以下に見るとおり被保険者本人についてのみ規定され被扶養者については規定されていない。すなわち、被扶養者については業務上・外の区分をせず給付が行われるべきものと考えられ、その点がまったく看過されて判断がなされた本判決は、結論において誤っていると云わざるをえない。

##### ① 立法の経緯

平成25年改正前健保法1条は、「この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い」と規定している（下線引用者）。このように業務外要件は、労働

者（被保険者）の疾病・負傷等についてのみ規定され、被扶養者の疾病・負傷等には規定されていない。

業務外要件は、もともと昭和22年法律45号による改正で加えられたが、当時の健保法1条は第1項（被保険者に対する給付）と第2項（被扶養者に対する給付）が書き分けられており、第1項中にのみ「業務外ノ事由ニ因ル」が加えられた。その後、昭和23年法律126号による改正で、第1条第1項に被保険者と被扶養者が併記される形に改められたが、業務外要件は引き続き被保険者についてのみ規定されていた。それが基本的にそのまま平成14年法律102号で「ひらがな化」されたのが、平成25年改正前健保法1条である。

このように、被保険者と被扶養者を区別し、被保険者についてのみ業務外を要件とすることが一貫した立法趣旨と考えられる。さらにこの解釈については、以下のとおり、労働者災害補償保険法（以下、労災法という）の給付との調整規定の推移をたどることにより、補強される。

##### ② 労災法給付との調整規定の推移

健保法55条1項は、労災法等の給付を優先し、「相当する給付を受けることができる場合には」給付を行わない旨を規定している。この調整規定は、昭和48年法律85号によって追加された（当時の条文は59条ノ6）が、これは、昭和48年に労災法が改正されて通勤災害に関する給付が開始されたことに伴うものである。しかし、昭和48年当時の条文では、被保険者に関する給付のみが調整対象として規定されており、被扶養者に関する給付については規定されていなかった。被扶養者に関する給付が調整対象として追加されたのは平成18年法律83号による改正<sup>2)</sup>においてであるが、その際、業務外要件に関する第1条についてはまったく触れられていない。

この改正は被扶養者についても労災保険からの給付がありうることを前提としたものであり、この段階では、明らかに被扶養者についても業務上の事由による傷病が発生することが想定されている<sup>3)</sup>（それに対して昭和48年までの立法においては、被扶養者について業務上の事由による傷病が

発生することは想定されていなかったと想像される)。それにもかかわらず第1条の規定をそのまま(被扶養者の給付については業務外要件が付されていない)としたことは、被扶養者については、業務上・外の区分なく給付が行われると解釈するのが自然である。

### ③ 国民健康保険との類似性

国民健康保険法は、第2条で業務上・外の区分をせず、被保険者の疾病・負傷等に関して給付を行うこととされている。また、56条1項において、労災法に基づく給付を受けることができるときは、国民健康保険による療養の給付等を行わない旨を規定している。すなわち、原則として業務上・外の区分をせずに給付の対象とし、労災が給付される部分は労災優先としている。これは、国民健康保険の被保険者は、就労しているとしても自営などが多いことから、労災法の適用対象とならない場合が多いことを反映したものと考えられる。

平成18年改正後の健保法の被扶養者に係る立法状態は国民健康保険法と同様と考えられるが、健保法における被扶養者と国民健康保険の被保険者は、労災法の適用対象とならない場合が多い点において状況が類似しており、被扶養者について国民健康保険制度と同様の取扱いを行うことは合理的である。

### ④ 実務上の取扱いと行政解釈

以上のように解すべきにもかかわらず、実務上の取扱いと行政解釈は、少なくとも近年において

は、被扶養者についても「業務外の事由による」ことを要件としていたようである。

この問題についての行政解釈が示された文献は、管見の限りでは2012年が初出である<sup>4)</sup>。前稿「業務をめぐる健康保険制度の守備領域」(以下、前稿という)に述べた「健康保険と労災保険の適用関係の整理プロジェクトチーム」の設置目的の中に、「…健康保険は、…被扶養者を含め、「業務上」の負傷は適用の対象としていない」との記述が見られる<sup>5)</sup>。また2013年には、被扶養者について業務外要件が適用されることを前提としての国会答弁<sup>6)</sup>や法令解説<sup>7)</sup>がなされている。しかし、いずれも、特に理由は示されておらず、被扶養者についても業務外要件が適用されることを所与としての発言・記述となっている。

現場における実務上の取扱いも、少なくとも近年の全国健康保険協会におけるものは、被扶養者に関しても業務上であることが把握できる場合には、給付の対象外としていたようである<sup>8)</sup>。

このように、把握できる状況が近年のものに限られるのは、厚生労働省において永らく問題の認識が十分でなかったことによるものと考えられる<sup>9)</sup>。実務上は、被扶養者について業務上であることは通常想定されておらず、ほとんどの場合はそのまま給付が行われるが、業務上であることが何らかの事情で明らかになった場合には、給付を行わないことがあったのであろう。そのような実務について、厚生労働省当局が無自覚に追認した

<sup>2)</sup> 全国健康保険協会の設立、後期高齢者医療制度の創設などを行った一連の大改革の改正である。ただし、この55条1項の改正部分に関する限り、立法趣旨についての説明は発見されていない。なお、条文は以下のとおり(下線部が平成18年法律83号で追加)：「被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法…又は地方公務員災害補償法…の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。」

<sup>3)</sup> 被扶養者に係る労災・健保の給付の競合については、代表的な教科書である岩村(2001)、p.96にすでに指摘されている。

<sup>4)</sup> 法研(2005)には、この問題に関する記述は見当たらない。この書物の各版についても同様と思われる。

<sup>5)</sup> 厚生労働省(2012)「健康保険と労災保険の適用関係の整理プロジェクトチーム」(平成24年11月28日第59回社会保障審議会医療保険部会・参考資料1)、p.1。

<sup>6)</sup> 参議院厚生労働委員会会議録第7号(平成25年5月21日)、p.33。

<sup>7)</sup> 浅野(2013)、p.15。

<sup>8)</sup> 参議院厚生労働委員会会議録第7号(平成25年5月21日)、p.33。

<sup>9)</sup> 参議院厚生労働委員会会議録第7号(平成25年5月21日)、p.33。

ものが近年の行政解釈であったものと想像される。

この解釈が誤りであることはすでに指摘したとおりであるが、この事件は、この誤った解釈・運用が引き起こしたものである。本判決は、原告側の主張がなかったため、この点についての審理・判断がまったくなされていない。本件は控訴されていないようであるし、平成25年法律26号による改正では、被保険者と被扶養者の区分が廃され同じ取扱いとされた<sup>10)</sup>。平成25年改正前健保法1条についての誤った解釈・運用が公に是正される機会が失われたことは、残念である<sup>11)</sup>。

## (2) 公法上の確認訴訟(判旨1)および国家賠償請求(判旨3)について

甲事件における原告の確認請求および乙事件における損害賠償請求並びにそれに対する判旨1および3は、2005年の在外邦人選挙権最高裁大法廷判決(平成17年9月14日民集59巻7号2087頁)との類似性を想起させる。実際、判旨3は、引用判例中にこの判例も含めて、原告の訴えを退けている。判旨1には引用判例が示されていないが、抗告訴訟において争うことができること、救済のために事前の確認は不要であることの2点を理由として、確認訴訟を不適法として却下した。判旨1・3とも、正当である。

## (3) 平成25年改正前健保法1条における業務外要件(判旨2)について

本件の主要な争点は、平成25年改正前健保法1条における業務外要件である。判旨はまず、業務外要件の存在は憲法25条に違反しないとする(判旨2(1))。次いで「業務」の意義について、「人が職業そのほか社会生活上の地位に基づいて、継続して行う事務又は事業の総称」とし、Bが行っていた作業を「業務」に当たると解して(判旨2(2))、原告の請求を棄却した。この判旨には疑問

がある。

本件は本来、被扶養者について業務外要件が適用されないとの解釈により解決されるべきものであり、その点から言えば業務外要件について検討することは不要であるが、判旨の最重要な争点であることから、以下論ずることとする(なお、記述の順序が判旨と逆になることをご容赦願いたい)。

## 2 平成25年改正前健保法1条における業務外要件の解釈

業務外要件の解釈は、広い意味の業務災害補償制度との領域を切り分け、本来は収益的な活動の要素を中心に据えるべきであったこと、また、労災法の「業務上」以外を健保法の「業務外」とする解釈にも一定の合理性があることについては、前稿で述べた。これに対して近年の行政解釈は、「業務」の範囲を大幅に拡大したものであったが、その趣旨・根拠は不明確としかいえることができない。

第一に、この解釈では、特に「利益を伴うか否か」をまったく問題にしていない点において、際限のない範囲の拡大を許す余地がある。いわゆる「谷間」とされたボランティア活動等のみならず、場合によっては夜学等への通学や定期的に行うスポーツ活動・懇親活動なども業務に含まれ、健保法の給付対象外とされる可能性は否定できないだろう。

第二に、この解釈は厚生労働省自身の通達と矛盾をはらむものである。前稿で述べた平成15年保発0701002号通知は、零細事業主について「その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とすること」(下線引用者)としたものであった。この通知の文言は、平成25年改正前健保法1条の規定に明らかに抵触する。ただし、事業主(法人の役員)の場合は原則として労災法上の業務災害

<sup>10)</sup> 改正後の第1条は、「この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害…以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い」とされた。

<sup>11)</sup> この事件は社会保険審査官による審査請求および社会保険審査会による再審査請求を経ているが、少なくとも社会保険審査会においては是正がなされるべきであったろう。

にならないので、健保法の「業務外」を労災法上の「業務上」外と解釈すれば、この通知も法律に違反しないと解することができる<sup>12)</sup>。しかし、「業務」を広く解する行政解釈は、その余地をも封じてしまうものである。これは矛盾としか言えない。

判旨2(2)は、これらの検討をまったく行わず、理由を示さないまま行政解釈を追認した。ここにおいても、誤った解釈・運用が正される機会が失われてしまったことになる。

### 3 業務外要件の憲法適合性

#### (1) 判旨の枠組み

憲法25条適合性についての判旨の基本枠組みは、堀木訴訟大法廷判決を引用した立法裁量論である。より具体的には、引用こそされていないが、給付の谷間の存在を問題とした点で類似性が想起される一連の学生無年金訴訟を意識しているものと思われる。判旨「その要件に当てはまらないために健康保険給付を受けることができない者についても、国民健康保険等によって医療保険給付を受けることができることになっていることなどをも考え合わせれば」の部分、平成元年法律86号による改正前の国民年金法が学生を任意加入としていたこと等について憲法適合性を認めた最高裁判決（平成19年9月28日民集61巻6号2345頁）の一部「初診日において20歳以上の学生である者は、傷病により障害の状態にあることとなる前に任意加入によって国民年金の被保険者となる機会を付与されていたものである」と同様の理由付けのように見える。

しかし、判旨は認識を誤っている。20歳以上の学生は確かに国民年金に任意加入することができたが、業務上のゆえに健保法の給付を受けることができないからといって、国民健康保険に加入することはできない。

#### (2) 国民皆保険と被扶養者

周知のように日本の国民皆保険は、自動性・強

制性をもってその特徴とする。すなわち、被用者医療保険各制度の被保険者等はそれぞれ各法によって自動的に定まり、それらの対象とならなかった者は自動的に国民健康保険制度の被保険者とされる（国民健康保険法5・6条）。それは強制的で選択不可であり、同時に複数の制度に加入することもあり得ない（相互排他的）。

健保法における被扶養者についても、法規定に不明確なところもあるが、その状況は変わらない。以下、詳述する。

健保法は被扶養者の資格について、定義規定（3条7項）以外に明確な定めを置いていない。そのため、健保法施行規則（以下、健保則という）に定められた手続きから、その資格の性質等を判断していく必要がある。

まず、被保険者は被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣または健康保険組合に提出しなければならない（健保則38条1項）。事業主は、健保法48条に基づく被保険者の資格取得の届出を行う際、被保険者が被扶養者を有するときは、被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければならない（健保則24条2項）。健保則47条に基づき被保険者に交付される被保険者証には、被扶養者の氏名が明記される（現在は、被扶養者専用の別カードが交付される）（様式第9号）。保険者は、毎年一定の期日を定め、被扶養者に係る確認をすることができる（健保則50条1項）。被保険者は被扶養者に異動があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣または健康保険組合に届け出なければならない（健保則38条1・2項）、また、5日以内に被保険者証を事業主に提出しなければならない（健保則51条4項）。事業主は、被扶養者が異動したときは、遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならない（健保則51条1項）。この、被扶養者の異動の場合の被保険者証の回収手続きは、被保険者本人が資格を喪失した場合と同じである。

これらを見る限り、被扶養者の資格は被保険者資格と一体をなすものと考えられる。被

<sup>12)</sup> ただし、研究会では「法律の定め以外の給付を通達に基づいて行ったとしても、給付行政だから違法とはいえない」旨の指摘があった。

扶養者の資格は、被保険者本人の資格（狭義の被保険者資格）と併せて、広義の被保険者資格に含まれるということもできようか。健保則24条2項から、健保法48条による事業主の届出に基づいて行われる「被保険者の資格の取得」の確認（健保39条）は、その内容として、被保険者本人の資格の取得のみならず、被扶養者の資格の取得も含むものと考えることができる。法規定に不備があることは否めないが、被保険者本人に資格の変動がなく被扶養者の異動のみが生じた場合でも、被扶養者資格の得喪の確認は同様に健保法39条に基づいて行われるものと考えべきであろう<sup>13)</sup>。

被扶養者たる要件は健保法3条7項によって定められており、一部は不確定概念によって記述されているが、その解釈は一義的に定まるべきものである<sup>14)</sup>。シルバー人材センターからの委託業務を行うからといって、その都度被扶養者資格の得喪が可能であることはない。仮に被保険者から被扶養者に該当しなくなった旨の届が提出されたとしても、保険者は、法の要件に照らして生計維持関係などを検討し、被扶養者に該当するか否かを判断することになる。実務上も、被扶養者資格の認定やその取消しは各保険者の判断で行われることとされ、健保則38条に基づく被保険者の届出がない場合でも、職権で行うことができるものとされている<sup>15)</sup>。

以上から、被保険者についても被扶養者についても、資格そのものの得喪がある場合は格別、業務上のゆえに健保法の給付を受けることができなからといって「国民健康保険等によって医療保険給付を受けることができる」ことはあり得ない。判旨は国民皆保険を理解していない。

### (3) 憲法25条適合性

平成19年最高裁判決の場合は、学生の任意加入の可能性は複数の理由付けの1つに過ぎなかったのに対して、この判決では、国民健康保険等の給付の可能性は判旨のほとんど唯一の理由付けである。その根拠が失われれば、すなわち理由が示されていないに等しい。

本来、憲法適合性の審査のためには、まずいわゆる「谷間」の存在の精査、すなわち平成25年改正前健保法1条の解釈を厳密に行うことが必要である。それには当然ながら、被扶養者にも業務外要件が適用されるか否か、また「業務外」をどのように解するか、が含まれる。「業務外」を労災法の「業務上」以外と解すれば、シルバー人材センターの委託業務中の傷病に健保法の給付を行わないことは、健保法の解釈・運用の誤りとしてそもそも違法であり、憲法判断以前の問題となる。

また、健保法の「業務」を収益的活動の要素を中心に据えて理解し、広い意味の業務災害と領域を切り分ける解釈を採れば、被扶養者の問題を別にすれば、シルバー人材センターの委託業務中の傷病に健保法の給付を行わないことは是認されることになるが、その場合の憲法問題は、健保法の側でなく、むしろ業務災害補償制度の側の問題となろう。前稿で述べたとおり、事前の予測可能性などを検証すれば、憲法25条に抵触する可能性は小さいものと思われる。

### 参考文献

- 岩村正彦（2001）『社会保障法I』弘文堂。  
 法研（2005）『健康保険法の解釈と運用（11版）』。  
 浅野優歩（2013）「法令解説：医療保険制度の安定的運営を図るために」『時の法令』1941号4-23頁。

（こじま・せいよう）

<sup>13)</sup> 健康保険組合において被扶養者資格が問題となった東京地決平成25年6月25日およびその抗告審たる東京高決平成25年8月15日（いずれも『賃金と社会保障』1638号43頁）は、被扶養者の認定を、「健保法39条に基づく確認」とは認定しなかったが「公権力の行使に当たる行為」としている。一方、被扶養者が自分の配偶者について健保法に基づく被保険者資格の取得の確認を求めた訴えについて、原告適格を否定した裁判例がある（東京地判昭和58年1月26日判タ497号139頁）。

<sup>14)</sup> 実務上は通達によって統一的な解釈・運用が図られている。例えば生計維持要件については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日保発9号・庁保発9号）。

<sup>15)</sup> 法研（2005），pp.168-169。